

平成35年  
国民体育大会・  
全国障害者スポーツ大会  
佐賀県準備委員会

第1回常任委員会



平成27年12月24日(木)  
グランデはがくれ シンフォニーホール

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会  
佐賀県準備委員会  
第1回常任委員会 式次第

日 時：平成27年12月24日（木）15:00～

場 所：グランデはがくれ シンフォニーホール

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議 事

(1) 審議事項

- ① 第1号議案 開催準備総合計画について
- ② 第2号議案 専門委員会規程について
- ③ 第3号議案 会場地市町選定基本方針について
- ④ 第4号議案 会場地市町選定基準について
- ⑤ 第5号議案 競技施設整備基本方針について
- ⑥ 第6号議案 県及び会場地市町の所掌事務・経費負担基本方針について
- ⑦ 第7号議案 競技役員等編成基本方針について
- ⑧ 第8号議案 競技役員等養成基本方針について

(2) その他

- 4 閉 会

**平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会  
佐賀県準備委員会  
第1回常任委員会 資料目次**

**【審議事項】**

(第1号議案)	
○ 開催準備総合計画について . . . . .	4
(第2号議案)	
○ 専門委員会規程について . . . . .	6
(第3号議案)	
○ 会場地市町選定基本方針について . . . . .	8
(第4号議案)	
○ 会場地市町選定基準について . . . . .	9
(第5号議案)	
○ 競技施設整備基本方針について . . . . .	10
(第6号議案)	
○ 県及び会場地市町の所掌事務・経費負担基本方針について . . . . .	11
(第7号議案)	
○ 競技役員等編成基本方針について . . . . .	12
(第8号議案)	
○ 競技役員等養成基本方針について . . . . .	13

平成35年 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画〈第1次〉

第1回常任委員会 第1号議案

年度	H26年(2014)	H27年(2015)	H28年(2016)	H29年(2017)	H30年(2018)	H31年(2019)	H32年(2020)	H33年(2021)	H34年(2022)	H35年(2023)	
年前	9年前	8年前	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年	
県準備組織		県準備委員会 (第I期)	県準備委員会 (第II期)				県実 行 会			県実施本部	
			総 会 常 任 委 員 会 総 務 企 画 専 門 委 員 会 施 設 ・ 競 技 専 門 委 員 会	広報・県民運動 専門委員会 輸送・交通 専門委員会 式典専門委員会 宿泊・衛生専門委員会			県外開催競技会 運 営 委 員 会	警備・消防 専 門 委 員 会	必要に応じて各種専門委員会 に部会を設置	県外開催競技 現 地 事 務 所 設 置	
開催地準備組織					開催地準備委員会 (随時設置)	同実行委員会					
総務企画	開催手続	開催提案書提出 (国・日体協・日 体協・日本 へ)	国体開催内 々 定	国体実施競技決定 正 規 視 察 (中央競技団体) 県議会開催決議	国体開催申請書 提 出 (国・日体協・日 体協)	国体開催内 定	国体総合視察 (国・日体協) 国体開催決定 全障スボ開催時期 決 定	全障スボ実施競技 決 定	各 リ ハ ー サ ル 大 会	全国代表者会議	
	全体計画	開催基本構想の検討・策定		準備総合計画1次	準備総合計画2次	準備総合計画3次		大会実施要項の検討・作成		大会報告書	
	会場地選定	市町: 開催競技意向調査 各競技団体: 開催意向調査 市町・競技団体 連 絡 会 議	県と会場地市町 の所掌業務・経費負担 に関する基本方針 会場地市町 選定基本方針	県と会場地市町 の所掌業務・経費負担 に関する細目 会場地市町の選定	デモスポ行事 オープン競技等 実施基本方針	デモスポ行事、オープン競技等 内容及び会場地市町選定	デモスポ行事 オープン競技等 実施基準要項	デモスポ行事 オープン競技等 参加者の手引き			
	文化プログラム				文化プログラム推進に関する検討	文化プログラム 実施基本方針	文化プログラム	文化プログラム 企 画 申 請 書	文化プログラム実施		
	行幸啓							日程等計画・調整	日程等最終調整	行幸啓本部	
	総合案内							歓迎・総合案内計画推進	総合案内・休憩所 ガイドブック等		
											最終総会 散 解

第78回国民体育大会・第23回全国障害者スポーツ大会開催

年度		H26年(2014)	H27年(2015)	H28年(2016)	H29年(2017)	H30年(2018)	H31年(2019)	H32年(2020)	H33年(2021)	H34年(2022)	H35年(2023)	
年前		9年前	8年前	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年	
施設整備・競技運営	施設整備			競技施設整備基本方針	競技施設整備計画・整備推進・完了							
	競技運営		競技役員等編成基本方針	実施予定競技基本方針	競技運営基本方針	記録業務実施		開・閉会式会場仮施設整備	開・閉会式会場仮施設整備	開・閉会式会場仮施設整備	表彰状・賞状収納	総合・競技別プログラム
	競技用具		競技役員等養成基本方針	競技役員養成基本計画	競技役員等第1次編成		競技役員等第2次編成	競技役員養成計画養成目標数(最終)	競技役員等第3次編成	競技役員等最終編成		記録本部
式典	式典運営				式典基本方針	式典基本構想	式典基本計画	式典実施計画	式典実施要項		式典本部	
	会場管理									係員編成計画 係員編成	入場整理班 会場整理班	
広報・県民運動	広報			広報基本方針・計画	大会愛称、スローガン、イメージソング、ポスター等作成			開催決定イベント		開催1年前イベント		
	県民運動				県民運動基本方針	県民運動(花いっぱい運動、クリーンアップ運動等)の推進					全国報道者会議	
宿泊・衛生・輸送交通	宿泊・衛生			宿泊基礎調査	宿泊基本方針	宿泊基本計画	仮配宿	宿泊施設充足対策要項 合同配宿実施方針	宿泊料金決定	宿泊要項	合同配宿本部 (配宿センター)	
	輸送・交通				医事衛生基本方針	医事衛生基本計画		標準献立作成方針	標準献立決定	標準献立レシピ集	救護本部	
	警備・消防							各種衛生対策要項		医療救護要項		
警備・通信	警備・消防							警備・消防防災基本方針 実施要領		警備・消防計画 実施計画	警備本部 消防防災本部	
	情報通信					輸送交通基本計画					情報通信本部	

第78回国民体育大会・第23回全国障害者スポーツ大会開催

## 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 佐賀県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

1 この規程は、平成27年12月24日から施行する。

別表（2条関係）

種類	付託事項	委任事項	
総務企画 専門委員会	1 総合的な方針・計画の立案に関する事	1 総合的な方針・計画の推進に関する事	
	2 会場地及び競技施設の選定立案に関する事	2 文化プログラムの推進に関する事	
	3 県及び市町の所掌業務等の立案に関する事	3 他の専門委員会に属さない事項の推進に関する事	
	4 開閉式の会場地及び施設の選定立案に関する事	4 リハーサル大会の推進に関する事	
	5 他の専門委員会に属さない事項の立案に関する事		
施設・競技 専門委員会	施設関係	1 競技施設等の整備計画の立案に関する事	1 競技施設等の整備推進に関する事
		2 情報通信施設の整備計画の立案に関する事	2 情報通信施設の整備推進に関する事
		3 その他施設の整備計画の立案に関する事	3 その他施設に係る事項の推進に関する事
	競技関係	1 実施予定競技の選定立案に関する事	1 競技運営に係る計画の推進に関する事
		2 競技の企画運営の計画立案に関する事	2 競技役員等の養成・編成の推進に関する事
		3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関する事	3 競技用具の整備に係る事項の推進に関する事
		4 競技用具の整備計画立案に関する事	4 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、オープン競技の推進に関する事
		5 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、オープン競技の計画策定に関する事	5 競技記録集計処理の推進に関する事
		6 その他競技に係る事項の計画策定に関する事	6 その他競技に係る事項の推進に関する事

\* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。

\* 委任事項：委任された事項を決議すること。

## 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 会場地市町選定基本方針

- 1 会場地は、県内のそれぞれの地域に根差したスポーツ文化活動の振興を図ることを目的に、可能な限り広く県内各地で実施する。
- 2 全国障害者スポーツ大会の競技会場及び諸施設については、原則として国民体育大会として使用する施設を利用する。
- 3 それぞれの大会において同一競技は、同一市町で行うことを原則とするが、2市町以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町で行うこととする。
- 4 会場地は、市町の開催希望及び実施競技団体の意向並びに競技施設、その他地域の実状及び特性等を考慮する。
- 5 特に、全国障害者スポーツ大会の会場地は、選手の負担軽減の観点を考慮する。

## 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 会場地市町選定基準について

### 1 総合開閉会式（国民体育大会）・開閉会式（全国障害者スポーツ大会）

- (1) 原則として「国民体育大会開催基準要項細則」で定める施設基準（以下、「施設基準」という。）を満たし、ユニバーサルデザインにも配慮された既存施設を活用すること。
- (2) 会場周辺に駐車場等の用地や仮設テント等のスペースが確保できること。
- (3) 多数の参集者が短時間で集まることのできる輸送・交通手段が確保できること。
- (4) 会場周辺に相当の宿泊受け入れ能力があること。

### 2 競技会場

- (1) 市町の開催希望競技と競技団体の意向が原則として合致していること。
- (2) 全国障害者スポーツ大会の競技会場及び諸施設については、原則として国民体育大会として使用する施設を利用すること。
- (3) 同一競技を複数の市町に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないようにするとともに、地域のバランスに配慮すること。
- (4) 開催希望が競合する場合は、大会運営に支障をきたさないようにするとともに、地域のバランスに配慮すること。
- (5) 競技施設は、原則として施設基準を満たし、ユニバーサルデザインにも配慮された既存施設を活用すること。
- (6) 地域住民のゲームズメーカー<sup>※</sup>としての参画など、大会運営に必要な環境、体制等が整えられること。
- (7) 両大会開催に対する熱意があり、開催希望競技をはじめとする開催後のスポーツ振興に取り組む意欲があること。

※ ゲームズメーカーとは、競技者や主催者と一緒になって大会を作り上げるボランティアや観客を含めた人たち。

## 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 競技施設整備基本方針について

- 1 競技施設は、可能な限り、県内の既存施設を活用する。
- 2 施設整備を行う場合は、競技運営に支障のないよう計画の段階で関係者と十分に協議するとともに、ユニバーサルデザインに対応する。また、改修等は、真に必要な施設に限定するとともに、住民サービスの向上にも十分配慮する。
- 3 「国民体育大会開催基準要項細則」で定める施設基準については、対象となる施設の整備状況等を考慮した上で、弾力的な運用を関係機関に対し要請する。
- 4 競技施設の整備は、県の施設は県が、市町の施設は市町が行うこととする。  
その他の施設に関しては、関係者と協議し、決定する。

## 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 県及び会場地市町の所掌事務・経費負担基本方針について

### 1 県が所掌する業務

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定及び当該計画の実施並びに当該計画の推進に必要な総合調整、市町が所掌する業務への支援、連絡及び助言に関する業務。
- (2) 開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な大会の準備・運営に関する業務。
- (3) 競技会場及び練習会場となる県有の施設・設備の整備に関する業務。

### 2 市町が所掌する業務

- (1) 競技会の会場地として必要な業務の計画策定及び当該計画の実施並びに当該計画の推進に必要な調査、連絡及び調整に関する業務。
- (2) 競技会の表彰式の実施及び競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備・運営に関する業務。
- (3) 競技会場及び練習会場となる市町有の施設・設備の整備に関する業務。

### 3 業務に要する経費

原則として、県・市町それぞれが負担する。

### 4 所掌業務及び経費負担の細目

県及び会場地市町の所掌業務及び経費負担の細目については、別に定める。

## 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成基本方針について

- 1 国民体育大会における競技役員等の編成は、公益財団法人日本体育協会の定める「国民体育大会開催基準要項」及び同細則並びに「国民体育大会 各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備(実行)委員会(以下、「佐賀県準備(実行)委員会」という。)が、会場地市町準備(実行)委員会及び県・中央競技団体と十分協議をして行うこととする。また、全国障害者スポーツ大会における競技役員等の編成は、国民体育大会に準じて行うこととする。
- 2 競技役員等の編成は、それぞれの大会において1人1競技を原則として、県及び地域スポーツの普及・推進を図るため、できる限り県内役員で行い、競技団体及び会場地市町の実情に即し、適正な配置を行うこととする。
- 3 競技役員等の編成は、競技団体及び会場地市町の関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力を得られるよう配慮することとする。

## 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本方針について

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者により必要人数を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等は、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、それぞれの大会において1人1競技を原則として養成する。
- 3 資格が必要な競技役員については、資格取得及び資質の向上が重要となることから、各競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 4 資格が必要のない競技役員等については、本県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、できる限り各競技会場地及びその周辺において、確保できるよう養成する。